

**香川県条例第3号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 金額の中で単にその範囲を定めたものについては、知事その金額を定める。			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1)～(16) 略				(1)～(16) 略			
(17) 香川県新規産業創出支援センター	インキュベート工房使用料			(17) 香川県新規産業創出支援センター	インキュベート工房使用料		
	<u>一般型インキュベート工房</u>				<u>利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで</u>	<u>1月1平方メートル</u>	<u>1,560円</u>
	<u>利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日</u>	<u>1月1平方メートル</u>	<u>1,870円</u>		<u>利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降</u>	<u>1月1平方メートル</u>	<u>1,870円</u>

	であるときは、その 日の属する月)以降 情報通信型インキュベ ート工房	1月1 平方メ ートル	1,560円
略	会議室使用料		
略	小会議室	1時間 当たり	640円
略			
(18)～(35) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～128 略			
129 高圧ガス 容器検査又は 容器再検査手 数料	略 繊維強化プラスチック複 合容器、圧縮天然ガス自 動車燃料装置用容器又は 圧縮水素自動車燃料装置 用容器(温度零下50度以 下の液化ガスを充てんす るための容器を除く。) 略		

略	会議室使用料		
略	小会議室	1時間 当たり	460円
略			
(18)～(35) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～128 略			
129 高圧ガス 容器検査又は 容器再検査手 数料	略 繊維強化プラスチック複 合容器又は圧縮天然ガス 自動車燃料装置用容器(温 度零下50度以下の液化 ガスを充てんするための 容器を除く。)		
	内容積150リットル以 上の容器	1個	320円に10リ ットル又は10 リットルに満 たない端数を 増すごとに57 円を加えた額
	内容積30リットル以上 150リットル未満の容 器	1個	320円
	内容積5リットル以上 30リットル未満の容器	1個	260円

	高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。） 略 略		
130～278 略			
279 毒物劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料		1件	27,200円
280 略			
281 毒物劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料		1件	10,200円
282～285 略			
286 毒物劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料		1件	5,200円
287～356 略			
357 毒物劇物製造業、輸入	略		

	内容積1リットル以上5リットル未満の容器 内容積1リットル未満の容器 高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器及び圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。） 略 略	1個 1個	160円 150円
130～278 略			
279 毒物劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	製剤製造業者等に係るもの の その他の業者に係るもの	1件 1件	27,200円 20,700円
280 略			
281 毒物劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	製剤製造業者等に係るもの の その他の業者に係るもの	1件 1件	10,200円 6,800円
282～285 略			
286 毒物劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	製剤製造業者等に係るもの の その他の業者に係るもの	1件 1件	5,200円 3,200円
287～356 略			
357 毒物劇物販売業登録票		1件	2,400円

業又は販売業 の登録票書換 え交付手数料			
358 毒物劇物 製造業、輸入 業又は販売業 の登録票再交 付手数料	略		
358の2～374	略		
375 香川県産 業技術センタ ー手数料	食品・食品原料分析 略	52,750円を超えない範 囲で規則で定める額	
376 香川県産 業技術センタ ー発酵食品研 究所手数料	食品・食品原料分析 略	26,250円を超えない範 囲で規則で定める額	
377～598	略		

備考  
略

書換え交付手 数料			
358 毒物劇物 販売業登録票 再交付手数料		1件	4,000円
358の2～374	略		
375 香川県産 業技術センタ ー手数料	食品・食品原料分析 略	26,190円を超えない範 囲で規則で定める額	
376 香川県産 業技術センタ ー発酵食品研 究所手数料	食品・食品原料分析 略	26,190円を超えない範 囲で規則で定める額	
377～598	略		

備考  
略

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(17)の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。